泉南市生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業等

業務委託募集要項

1. 委託名

泉南市生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労支援事業等業務委託

1. 概要及び目的
　泉南市は生活困窮者自立支援法（以下「自立支援法」という。）を踏まえ、生活保護受給者に至る前段階の生活困窮者等に対する包括的な自立支援事業を平成27 年度より実施しています。
　また、現に生活保護を受けている者（以下、「被保護者」という。）は、生活保護法第４条第１項により稼働能力の活用を義務付けられており、生活保護法第１条に掲げられた自立助長の目的を達するためには、被保護者の自立に向けた就労支援・就労準備支援が重要となっています。

こうした状況の中、支援者側には雇用情勢や求人状況に精通していること、独自の雇用紹介先の開拓についてノウハウを持っていること、就労に必要とされる面接スキルの指導等のノウハウを持っていること、家計改善支援のための相談・援助スキルを持っていること等が求められます。

生活困窮者世帯及び被保護者世帯が就労自立後も再度困窮状態に陥ることのないためには、生活困窮者世帯への支援と被保護者世帯への支援が、双方向に継続し、切れ目なく一体的に行われることが必要となります。そこで、生活困窮者の自立相談支援（住居確保給付金含む。）、就労準備支援、家計改善支援等による支援事業及び被保護者の就労支援・就労準備支援につき一括して外部委託を行うこととし、方策を市に対して積極的に提案できる事業者を公募型プロポーザルにより選定します。

1. 業務内容
別紙仕様書のとおり。
(この委託業務には、生活困窮者自立支援法に定めのある自立相談支援事業及び就労準備支援事業を含みます。)
2. 履行期間
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

令和7年6月1日から令和10年5月31日まで

1. 履行場所
泉南市全域
2. 委託料
総　額
151,501,276円以内（消費税及び地方消費税含む）

内訳金額

* 1. 自立相談支援事業 　42,631,520円以内（消費税及び地方消費税含む）
	2. 就労準備支援事業 　34,369,376円以内（消費税及び地方消費税含む）
	3. 家計改善支援事業　　　　 36,020,696円以内（消費税及び地方消費税含む）
	4. 被保護者就労支援事業　　　19,888,928円以内（消費税及び地方消費税含む）
	5. 被保護者就労準備支援事業　18,590,756円以内（消費税及び地方消費税含む）
1. 参加資格要件
本業務のプロポーザルに参加する者は、仕様書の配付日から契約の相手方を決定するまでの期間において、下記の全ての要件を満たしていること。
	1. 法人格を有しており、仕様書に規定する資格や経験等を有する者を配置できること。
	2. 地方自治法施行令第167 条の4 第1 項の規定に該当するものでないこと。
	3. 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
	4. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請している者でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
	5. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
	6. 法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
	7. 団体又はその職員が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成2年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の構成員でないこと。
	8. 複数事業者の共同企業体により参加する場合、（１）から（７）までの要件をすべての事業者が満たしていること。なお、共同企業体による参加の場合、代表事業者が契約等を行い、各構成員は契約の履行に関し、連帯して責任を負うこととする。
	9. 複数事業者の共同企業体により参加する場合、構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明らかにすること。
	10. 参加申込にあたっては、１事業者１参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同体の構成事業者は、本委託の他の申込及び共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。
2. 仕様書等の配付
原則として、泉南市ホームページからのダウンロードとする。なお、事前に事務局に確認のうえ、書面により交付することもできる。
	1. 配付場所：泉南市役所福祉保険部生活福祉課（市役所本庁１階）
	泉南市ホームページアドレス：

https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/fukushihoken/seikatsufukushi/fukushisoumu/seikatsukonnkyuusya/1651022291966.html

* 1. 配付期間：令和7年2月3日（月）から令和7年3月3日（月）
1. 選定委員会の構成
	1. 審査は泉南市生活困窮者自立支援事業及び被保護者就労準備支援事業等業務委託プロポーザル審査委員会で行う
	2. 審査委員会の委員は、5名で構成する。
2. 選定方法
	1. 公募型プロポーザル方式により選定する。
	2. 審査は、11により提出された提出書類、及び企画提案書をもとに、審査委員会が審査基準に基づきプレゼンテーション及びヒアリングにおいて審査を行う。
		1. 審査項目は、以下の7項目です。
			* 業務基本方針
			* 業務実施体制
			* 各支援事業業務内容
			* 業務全般
			* 周知・広報
			* 事業費の積算・業務内容との整合性
			* 個人情報の取扱い
	3. 各委員が採点した点数について、各審査項目の最高点及び最低点をつけた、各１名分の得点を除いた、合計平均得点が最も高い者を委託契約の相手方の候補者（以下「受託候補事業者」という。）とする。得点が同点であった場合は審査委員会で協議のうえ受託候補事業者を決定する。また、審査委員会で審査をした結果、応募事業者が各審査項目の最高点及び最低点をつけた、各１名分の得点を除いた合計平均得点が満点450点のうち315点に満たない場合は、契約の相手方の候補者としての受託候補事業者とはしないものとする。
	4. 選定結果は、提案者すべてに通知する。
3. 提出書類

必要事項を記載・押印し、13.関係書類の提出期間の期限までに提出すること。

* 1. プロポーザル参加表明書【様式第1 号】
		+ - 添付書類
1. 印鑑証明書（法務局の発行する証明書）、又は契約書等に実印を使用しない場合等には使用印鑑届出書【様式第13号】
2. 登記事項証明書（法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」）
3. 未納がない証明書（国税・府税・市税）
※各種証明書類は正本に添付し、副本についてはコピー可。発行日は原則として提出日から起算して3ヶ月以内のものに限る。
4. 暴力団排除に関する誓約書
5. プロポーザル参加資格誓約書
	1. 添付資料
	下記の①～②について記載し、（１）と合わせて提出すること。
		1. 参加表明者の概要（事業者概要）【様式第3号】
		2. 配置予定の担当者【様式第4号】【様式第5号】
		配置予定担当者の氏名・所属・役職を記入すること。担当者は企業に所属する者とすること。
	2. 企画提案書【様式第6～11号】
	下記の①～⑥の書類を、企画提案報告書【様式第6号】を表紙として提出すること。
	Ａ４版縦長、横書き、左綴じ、各頁に通し番号を記入し、文字サイズは11 ポイント以上とすること。
	任意様式を使用する場合は、様式名とテーマを明記すること。
		1. 企画提案書 【様式第7号】
		2. 直近の財務諸表などの収支状況のわかる書類等
		3. 事業者の過去5年間の同種又は類似業務の実績【様式第8号】
		4. 当該業務に関する秘密保守体制【様式第9号】
		秘密保守体制について記載すること。
		5. 業務遂行のフロー図【様式第10号】
		6. 見積書（１ヵ年分）（消費税及び地方消費税は含まない）【様式第11号】
		ただし見積書は、別添にて内訳明細及び積算根拠を明示すること。
6. 質問の受付
	1. 受付期間：令和7年2月3日（月）から令和7年2月17日（月）午後5時30分まで
	2. 質問の方法：質疑書【様式第12号】を電子メールにて提出（電話、面談等による質問は受付けません。）
	3. 受付窓口：泉南市役所 福祉保険部 生活福祉課 seikatsu-f@city.sennan.lg.jp
	4. 質疑の回答方法：質疑者すべてに対して電子メールにて回答。
	5. 質疑事項の回答日：令和7年2月20日（木）
7. 関係書類の提出期間
	1. 11.提出書類（1）から（2）
	提出期間：令和7年2月3日（月）～令和7 年3月3日（月）午後5時30分まで

11.提出書類（3）

提出期間：令和7年2月25日（火）～令和7 年3月3日（月）午後5時30分ま

で

* 1. 提出場所：泉南市役所 福祉保険部 生活福祉課（市役所本庁１階）
	2. 提出部数： 正本1部、副本各5部、ただし、プロポーザル参加表明書【様式第1 号】については正本1部とする。
	3. 提出方法：持参、または書留郵便（必着）
1. 参加承認

本プロポーザルの参加承認の可否の連絡は、令和7年3月3日（月）までに参加表明書（様式1）を提出したすべての事業者に対し、令和7年3月12日（水）に通知する。

なお、通知方法は、提出書類に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送信し、追って通知書を送付する。

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年3月18日（火）までに理由を求める書面を提出すること。回答は令和7年3月24 日（月）までに書面にて行う。

1. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施
	1. 実施日時：令和7年3月26日（水）予定
	正式な開催日については、後日連絡します。
	2. 実施場所：泉南市役所本館2階第一委員会室　予定
	3. 実施時間：1 者につき60 分程度 （プレゼンテーション 30分ヒアリング 30 分）

プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書を事前審査するため、記載内容については極力省略し、記載がない補足説明等を中心として行うこと。

* 1. 説明者 ：提案を行う者は、業務に携わる予定担当者が説明することとする。特別な理由がある場合を除き、業務に携わる予定担当者の変更は認めない。
	2. その他 ：パソコン用プロジェクター、スクリーンは市で準備する。パソコンについては各提案者で準備すること。
1. 結果の通知及び公表
	1. 通知期日：令和7年4月3日（木）　予定
	結果の通知：表明者すべてに対して電子メールにて通知する。
	2. 選定結果については、情報公開コーナー及び泉南市ホームページにおいても公表するものとする。
	3. 情報公開の内容については、受託候補事業者の名称、所在地、総得点、見積り金額を公開するものとし、受託候補者以外の事業者については総得点、見積り金額を公開するものとし、名称、所在地については、非公開とする。
	ただし、応募事業者が2事業者の場合については、選定された受託候補事業者のみの公開とする。
	4. 選定されなかった事業者は、書面（様式は問わない）により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年4月10 日（木）までに理由を求める書面を提出すること。回答は令和7年4月16 日（水）までに書面にて行う。ただし、プレゼンテーションの実施期日・通知期日が変更となった場合は、日時を併せて変更する。
2. 失格事項
提案者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。
	1. 提出書類に虚偽の記載があった場合。
	2. P1『6.委託料』を超える金額を提案した場合。
	3. P2『7.参加資格要件』を満たさなくなった場合。
	4. 業務説明書に違反した場合。
	5. 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
	6. 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
	7. その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
3. 契約方法

審査委員会で選定された受託候補事業者と詳細設計及び契約内容、契約金額の協議を経て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び泉南市長期継続契約に関する条例（平成19年3月30日条例第8号）に基づく長期継続契約により当該契約を締結する。ただし、契約期間は、4.の履行期間とするが、議会において、当該年度ごとの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。

この場合において、受託者に損害が生じたときは、市は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市、受託者協議して定めるものとする。

また、当該契約については、令和7年第1回泉南市定例会において、令和7年度当初予算の議決を受けて契約するものとする。

1. 契約予定日

令和7年4月中旬（予定）

受託者は、本市との契約締結前に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、泉南市財務規則第127条の各号に該当する場合は契約保証金の納付を免除することができる。

1. 留意事項
	1. 本業務提案に係る一切の費用は、参加表明者の負担とする。
	2. 提出された書類等は返却しない。
	3. 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項についてはこの限りでない。
	4. 提出された提案書等は、必要な範囲において複製することがある。
	5. 参加表明書又は提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式第2 号】を提出すること。
	6. 参加表明者は、審査、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格が満たされていないと判断された者及び企画提案者の非選定理由については当該要項にて定める規定により説明を求めることができる。
	7. 提出された企画提案書については、公正性、透明性を確保する観点から、「泉南市情報公開条例（平成11年10月4日　条例第17号）」等関連法令、及び関係規定に基づき公開することがあります。
	8. 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等の日本国内の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は参加表明者が負うものとする。
	9. 事業に従事する者の人件費及び事業に必要となるもの以外の費用は契約には含めない。
	10. 本募集要項に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。
2. 問合せ先
泉南市役所 福祉保険部 生活福祉課（担当：功野・根来）
〒590-0592　泉南市樽井1-1-1　福祉保険部　生活福祉課
TEL：072-483-3474
FAX：072-483-7667
E-mail：seikatsu-f@city.sennan.lg.jp
＊申請書類については、下記ホームページからダウンロードできます。
泉南市ホームページ：

https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/fukushihoken/seikatsufukushi/fukushisoumu/seikatsukonnkyuusya/1651022291966.html
＊受付時間：土、日、祝日を除く午前9 時から午後5 時30分まで